

営業規制の経過措置に関するQ&A

○ 本Q&Aにおける用語の定義

- ・新 法：令和3年6月1日施行時点の食品衛生法
- ・旧 法：令和2年6月1日施行時点の食品衛生法
- ・改 正 法：食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）
- ・新施行令：令和3年6月1日施行時点の食品衛生法施行令
- ・旧施行令：令和2年6月1日施行時点の食品衛生法施行令
- ・改正政令：食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）

I. 営業の許可に関する経過措置について

問1 改正法及び改正政令に規定される「第●条の規定の施行の際現に」及び「この政令の施行の際現に」とはいつの時点を指すのでしょうか。

問2 新法の施行日前に、新法に基づく申請を行うことは可能でしょうか。

問3 旧法に基づき、5月中に、施行日（6月1日）を有効期間の開始日とする許可を出すことは可能でしょうか。

問4 旧法下で、旧政令第35条各号に係る営業許可の申請がなされ、施行日の時点で、当該申請に係る許可又は不許可の処分がなされない場合、当該申請はどのような扱いになるのでしょうか。

問5 改正政令附則第2条により「なお従前の例により当該営業を行うことができるとされた者」に対する適用法令について教えてください。

問6 旧法第52条に基づき飲食店営業又は魚介類販売業の許可を取得している事業者が、令和3年6月1日以降に新たにふぐの処理を始める場合、新法に基づきふぐの処理が可能な業種の営業許可を取得することが必要ですか。

問7 改正政令の施行の際、既に魚介類を加工する営業を行っている事業者が、令和3年6月1日以降に新たにふぐの処理を始める場合、水産製品製造業の許可の取得は令和6年6月1日からでいいですか。

II. 営業の届出に関する経過措置について

問8 食品の冷凍又は冷蔵業のうち、冷凍・冷蔵倉庫業は業種の再編に伴い、届出業種になるところ、旧法第52条に基づき「食品の冷凍又は冷蔵業」を取得し、冷凍・冷蔵倉庫業を施行日時点で行っている者は、新法の施行に伴い、改めて届出を行う必要がありますか。

問9 改正政令第10条の規定の対象となる営業のほかに、新法第57条に基づく届出が必要な営業を行っている場合、当該営業について新法第57条に基づく届出を行う必要がありますか。

【質問と回答】

I. 営業の許可に関する経過措置について

問1 改正法及び改正政令に規定される「第●条の規定の施行の際現に」及び「この政令の施行の際現に」とはいつの時点を指すのでしょうか。

- 「第●条の規定の施行の際現に」及び「この政令の施行の際現に」とは、施行日である令和3年6月1日を指します。

問2 新法の施行日前に、新法に基づく申請を行うことは可能でしょうか。

- 新法の施行日前に、新法第55条に基づく申請を行うことはできません。
新法に基づく営業を施行日直後から開始したいという事業者から相談等があつた場合には、施行日前であっても、新法に基づく申請の記載事項や申請に際し必要となる書類の教示をしたり、実地に赴き助言をしたりするなど、弾力的な対応をお願いします。

問3 旧法第52条に基づき、5月中に、施行日（6月1日）を有効期間の開始日とする許可を出すことは可能でしょうか。

- 旧法第52条に基づき、5月中に、有効期間の開始日を施行日（6月1日）とする許可を出すことは可能です。この場合、事業者は、改正政令附則第2条の規定により、当該営業許可に基づき、有効期間の満了日まで営業を行うことができます。

問4 旧法下で、旧政令第35条各号に係る営業許可の申請がなされ、施行日の時点で、当該申請に係る許可又は不許可の処分がなされない場合、当該申請はどのような扱いになるのでしょうか。

- お示しの場合、旧政令第35条各号に係る営業許可の申請は、改正政令第11条に基づき、当該申請がなされた営業許可の業種に応じて新政令第35条各号の営業許可の申請をしたものとみなされるか、又は新法第57条に基づく届出をしたものとみなされることとなります。

改正政令第11条の効果として旧政令第35条各号に係る営業許可の申請が新政令

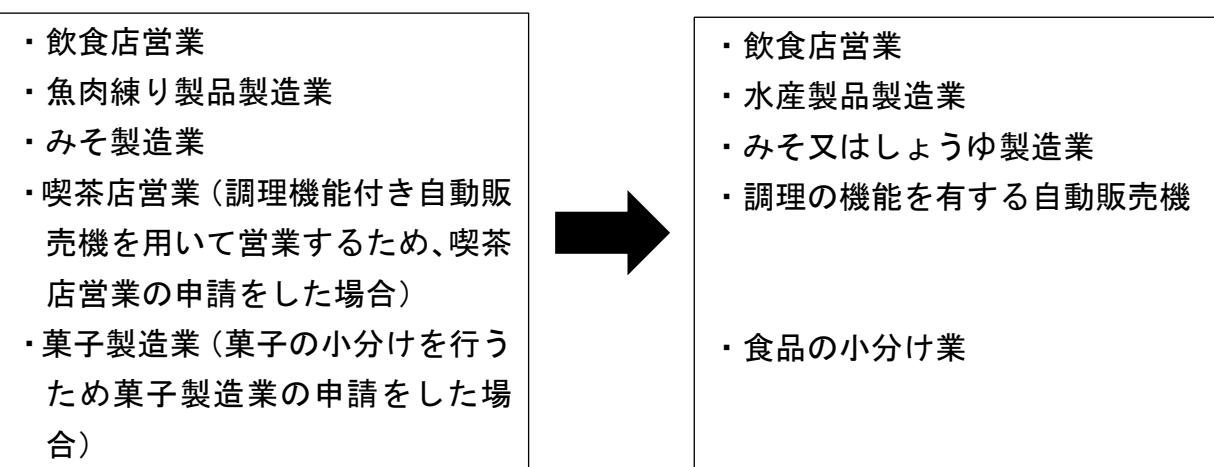
第 35 条各号の営業許可の申請とみなされる場合にあっては、旧法下において、事業者が旧政令第 35 条各号の営業許可を取得して行おうとしていた営業行為を、新法下で行うに当たって必要となる、新政令第 35 条各号いずれかの業種の申請がなされたものとみなされることとなります。この場合、申請書の記載内容については、必要に応じて補正を求めるようしてください。

なお、改正政令第 11 条の適用を受けた申請の取扱例は以下のとおりです。

【例】

旧法（旧政令）に基づく申請

新法（新政令）に基づく申請



問 5 改正政令附則第 2 条により「なお従前の例により当該営業を行うことができる」とされた者に対する適用法令について教えてください。

○ 営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関する Q&A でお示ししているとおり、改正政令附則第 2 条により「なお従前の例により当該営業を行うことができる」とされた営業者（以下「既存許可営業者」という。）に対しては、原則、旧法令を適用することとなります（例えば、HACCP に沿った衛生管理の根拠条文は、法第 50 条の 2 となります。）。

従って、既存許可営業者に対して、行政処分、罰則の適用に行うに当たっては、旧法（令和 2 年 6 月 1 日施行時点の条番号）を適用してください。

ただし、第 3 次施行に伴い新設される営業届出制度（新法第 57 条）、食品等自主回収届出制度（新法第 58 条）については、既存許可営業者に対しても適用されることから、これらの規定に違反があった場合に限り、新法を適用してください。

問6 旧法第52条に基づき飲食店営業又は魚介類販売業の許可を取得している事業者が、令和3年6月1日以降に新たにふぐの処理を始める場合、新法に基づきふぐの処理が可能な業種の営業許可を取得する必要ですか。

- 改正政令附則第2条に基づき、旧法第52条の許可を得て営業している営業者が施行日以降に扱う食品の範囲は従前の例によることとされていますが、ふぐによる事故発生防止の観点から、改正政令附則第2条の規定の対象となる営業者が、令和3年6月1日以降に新たにふぐの処理を始める場合には、新法に基づきふぐの処理が可能な業種の営業許可を取得するよう指導してください。

問7 改正政令の施行の際、既に魚介類を加工する営業を行っている事業者が、令和3年6月1日以降に新たにふぐの処理を始める場合、水産製品製造業の許可の取得は令和6年6月1日からでいいですか。

- 魚介類を加工する営業を行っている事業者（改正政令第9条の対象となる事業者に限る。）が、令和3年6月1日以降に新たにふぐの処理を始める場合には、新法の施行によりふぐの処理は特定の業種の営業許可を取得しなければならなくなり、この取得には3年間の経過措置が設けられていますが、ふぐによる事故発生防止の観点から、新法に基づき、ふぐの処理が可能な業種の営業許可を取得するよう指導してください。

II. 営業の届出に関する経過措置について

問8 食品の冷凍又は冷蔵業のうち、冷凍・冷蔵倉庫業は業種の再編に伴い、届出業種になるところ、旧法第52条に基づき「食品の冷凍又は冷蔵業」を取得し、冷凍・冷蔵倉庫業を施行日時点で行っている者は、新法の施行に伴い、改めて届出を行う必要がありますか。

- 営業許可業種から営業届出業種に移行した業種の経過措置については、改正政令第10条に規定しています。
令和3年6月1日時点で、食品の冷凍又は冷蔵業の許可を取得し、営業をしている冷凍・冷蔵倉庫事業者は、同条により、新法第57条に基づく届出をしたものと見なされることから、改めて届出を出し直す必要はありません。

問9 改正政令第10条の規定の対象となる営業のほかに、新法第57条に基づく届出が必要な営業を行っている場合、当該営業について新法第57条に基づく届出を行う必要がありますか。

- 新法第57条に基づく届出が必要となる営業（以下「届出業種」という。）に関しては、届出業種の範囲及び分類をお示しするとともに（※1）、複数の届出業種を営んでいる場合は代表的な届出業種について届出をするようお伝えしたところです（※2）。

改正政令の施行に伴う業種の再編により、営業許可業種から営業届出業種となる業種を、施行日時点で行っている際には、改正政令第10条の規定に基づき、新法第57条に基づく届出をしたものと見なされます。

なお、新法下において、複数業種の届出営業をする場合において、改正政令第10条の対象となる営業が代表的な届出業種に該当しないときには、改めて、代表的な届出業種につき届出をするようお願いします。

※1 営業届出業種の設定について（令和2年3月31日付け薬生食監発0331第2号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知）

※2 食品衛生法第57条に基づく営業届について（令和3年2月10日付け薬生食監発0210第1号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知）